

西村委員

公明党の西村でございます。よろしくお願いいたします。

本県においても、急速なスピードで高齢化が進展していくということから、介護・福祉分野でのロボットの活用は、今後ますます重要性が増していくと考えております。こうしたことから、我が会派では、医療、介護、福祉の分野でのロボットの普及を訴え、昨年 11 月 29 日にはかながわ県民センターにおいて介護・福祉ロボットシンポジウムを未来フォーラムと題して開催をさせていただきました。

本会議の代表質問においても、鈴木議員から介護・福祉ロボットの普及について質問をさせていただいたところでございます。それを受けて何点か伺ってまいりたいと思います。

平成 22 年度から実施している介護ロボットの普及、促進に関するモデル事業について、まずは御説明をお願いいたします。

高齢福祉課長

平成 22 年度から実施しておりますモデル事業でございますが、商工労働局が平成 22 年度と 23 年度の 2 箇年ということで、介護・医療分野ロボット普及推進モデル事業として実施しているものでございます。

この事業の目的でございますが、介護施設等へのロボットの試験導入を通じて、介護分野におけるロボットの普及を推進すること、また県内の物づくりを担う中小企業の介護ロボット分野への参入を促進すること、こういったことを目的としてございます。

事業の内容といたしましては、平成 22 年度は身体介護用のロボット HAL など 4 機種につきまして、7 施設に約 3 箇月間試験導入をいたしました。また、本年度、23 年度につきましては、7 機種 17 施設に対しまして、2 箇月から大体 5 箇月の間試験導入をし、ロボットの導入段階における課題やメリット、そうしたものをこのモデル事業の中に設置をいたしました普及推進委員会で整理、検証するといったような調査研究事業でございます。

西村委員

モデル事業実施後の今後の展開としては、どのように取り組まれていくのでしょうか。

高齢福祉課長

まだ平成 23 年度の最終報告書というのは、作成中というふうに聞いてございますが、この普及推進委員会に私どもの課も参加してございますので、昨年の報告書と今年度の実施状況を踏まえた内容で申し上げますと、昨年度の報告書の中では、モデル事業等を実施して分かった課題として幾つか挙げられてございました。

一つは安全性の点では、ロボット導入で直ちに無人化又は自動化するわけではない。むしろ安全性を確保するためには、複数で対応するなど、人手がかかるといったことが挙げられました。

また、利便性では人ができないことを可能とするというロボットの技術ではございますが、まだまだ装着のしやすさ、使い勝手等、改良の余地があるのではないかという利便性の問題が指摘されてございます。

さらに、価格面ではこれから導入を促進するためには、価格が高いということの課題があるといったことでございます。

さらに、操作面におきましても、正しい運用、操作について、スタッフへの研修が必要であろうか、こういった課題が指摘されてございました。

そうした中で、私どもとしては、23年度の実証団体の実験の状況も踏まえながら、既に製品化されております介護ロボットにつきましては、引き続き普及に向けて取り組む必要があるのかなと考えてございまして、来年度は新たにこの介護ロボットの普及推進事業ということを行うこととしてございます。

西村委員

その来年度の新規事業の普及推進事業はどういった内容なのか、お聞かせいただけますか。

高齢福祉課長

介護ロボットの普及推進事業ですが、介護サービス事業所向けに介護ロボットの見学会、そういったものの開催であるとか、県民の方々も参加できる介護ロボットの普及推進フォーラム、こういったことを開催してまいりたいというふうに考えてございます。

具体的には、県内の介護施設等においてロボットメーカーと介護施設に御協力いただきまして、実際に介護ロボットを使用している現場、そこを他の介護施設等の職員の方々に見学していただく、そういった見学会を企画したいというふうに考えてございます。

また、介護ロボットの普及推進フォーラムにつきましては、一般の県民の方や介護サービス事業者を対象といたしまして、介護ロボットの現状、課題、あるいはこういったものがあるんだということの理解を深めていただくということで、開催いたしまして、内容としては基調講演やシンポジウム、さらには介護ロボットの展示、デモンストレーションなどを行うことを予定してございます。

こうした取組を通じて、介護ロボットの存在であるとか認知度を高め、理解を深めることが必要なのかなというふうに考えてございます。

西村委員

存在、認知度を高めるという御意見を頂いたところで、我が会派が提案した介護ロボット普及推進センター構想について、知事からはセンターの設置について民間企業や団体と連携して具体的に取り組むとの答弁がありましたけれども、どのように取り組んでいただけるのでしょうか。

高齢福祉課長

介護ロボット普及推進センター構想でございますが、県がモデル事業として現在関与した企業、又は県内の介護施設がございますので、まずはそうした方々に引き続き御協力いただくということの調整が必要なのかなというふうに考えてございます。

特に今後も引き続き介護施設でロボットを実証するとなると、この介護ロボットを無償で貸与を受けることが可能なかどうか、あるいは貸与を受けることの課題、こういったことをまず明らかにしてまいりたいと思っておりますので、この点につきまして早急に調整してまいりたいというふうに考えています。

その上で、今回のモデル事業で組織をいたしました介護ロボット普及推進委員会、こういった委員の皆様と介護ロボットの普及推進センターを設置することについて、具体的に検討を進めていきたいというふうに考えてございます。

西村委員

より効果的に、このセンター構想を実現するようにしっかりと取り組んで、また連携をとっていただきたいと思います。

また、センターの役割としては、介護ロボットを介護サービス事業者に普及するだけではなくて、技術開発への支援も重要と考えます。これは商工労働との連携ということにもなってくるのかと思うのですが、どのようにお考えになっていらっしゃるのでしょうか。

高齢福祉課長

先ほども申し上げましたが、保健福祉局としては、製品化されているロボット、これの貸与の調整窓口としては、やはりセンターという役割があると思っておりますが、委員御指摘のとおり、また今後新たな介護ロボットのメーカーさんに参加いただく、こういったことも当然考えられるわけでございますので、また、既に開発されていなくても、これから開発を検討しようとしている、そういった新たな企業参加ということも当然あると思います。そうしたことの場合には、技術開発への支援というものは、当然必要になってくるのかなというふうにも思っております。

そこで、手始めに連絡調整としての窓口であるセンターということを考えておりますが、新たな企業が参加する段階では、介護ロボット普及推進センターの役割としても、技術開発への支援ということは重要だと思っておりますので、そうした段階では商工労働局や県のそういった分野を担っている産業技術センターとも連携して、ともに取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

西村委員

力強いお言葉を頂いたと思います。現場の声というのは、こちらサイドからしか発信ができないものですから、どうぞよろしく願いいたします。

続いて、この同じロボットなんですけれども、ロボット工学の活用については、介護、福祉にとどまらないで、リハビリテーション医療の分野においても、

その活用は大変有益であるということで、今度は医療ロボットという側面から質問させていただきたいんです。

リハセンターの再整備に関連して、ロボット工学を活用したリハ医療について何点か伺ってまいりたいと思います。

まずはじめに、ロボット工学に関する分野において、現在のリハセンターでは具体的にどのような取組を進めていらっしゃるのか、確認をさせていただきます。

病院事業課長

神奈川リハビリテーション病院では、これまで患者さん一人一人の状況に応じた義手、義足の製作でありますとか、パラリンピックで使用されるチェアスキー、これは身障者用の競技スキーでございますけれども、こういったものの開発、改良などにも関わってまいりました。また、本田技研工業の二足歩行ロボットでありますASIMOでありますとか、筑波大学で開発しましたロボットスーツのHAL、この開発に際しましては、臨床現場として長期にわたって蓄積しました歩行分析データがございますので、それを提供するとともに、製品の評価なども行ってきたところでございます。

西村委員

データとして、HALやASIMOの開発のためのデータは提供しているけれども、実際に例えばHALを導入して今リハビリテーションをやっているということはないわけですね。確認です。

病院事業課長

現在、HALを使つてのリハビリテーションということは行ってございません。

西村委員

リハセンターの再整備に当たっては、ロボット工学を活用したリハビリテーション医療の提供という面では、どのように考えていらっしゃるのか、お教えいただけますか。

病院事業課長

脊髄障害でありますとか、神経難病などによりまして、歩行が困難となった患者さんの歩行支援には、今のHAL等のロボットを活用したリハ医療が有効であるというふうに言われてございます。実際には、HALを開発しました筑波大学の教授が岡山県出身ということで、岡山県の幾つかの医療機関では、脳卒中リハビリテーション医療にこのHALを使っているというふうなお話も聞いてございます。

こうしたことから、昨年7月にリハセンターの再整備の骨子を改定いたしましたけれども、この中で新リハセンターの目指す機能といたしまして、ロボット工学に関して先進的な取組をしている大学でありますとか、民間の研究機関、こういったところの連携強化、あるいは産学公連携の取組の強化の中で、ロボット等を活用したリハ医療を提供して、患者の早期社会復帰を支援することと

したいというふうに記載させていただいたところでございます。

西村委員

具体的なことまでは、まだ決まっていないものなんですか。

病院事業課長

今現在、基本的に実際に製作に関わっているところは義手、義足等の補装具というところがございます。リハセンターは数年後に新たな装いでスタートいたしますけれども、そこに向けてロボット工学をどういうふうに活用していくかというところをこれから検討していきたいと考えております。

西村委員

今、お話しにあった再整備の骨子は、私も拝見をしました。ロボット工学を活用したリハ医療の提供を今御紹介いただいたんですが、その上には再生医療に伴うリハ医療の提供というのを掲げてくださっております、一步踏み込んで再生医療に伴うリハ医療について伺わせていただきます。

再生医療についても、ロボット工学と同様に、大学病院などにおいて積極的に研究が進められているところですが、リハセンターの再整備に当たっては、どのようにリハビリテーションの提供という観点から取り組んでいこうと考えていらっしゃるのか、お教えいただけますか。

病院事業課長

今、委員のお話にありました再生医療でございますけれども、大学病院などを中心に研究が進められております。近い将来、病床でも利用が始まって、失った機能や神経などの回復への期待が高まっているところがございます。

この神経等の失った機能を効果的に再生するためには、再生医療後のリハビリテーションが非常に重要であるというふうに言われておりました、そういった大学病院等との連携を強化して、特に脊髄障害、脊髄神経の部分になります。これに対する再生医療に伴うリハビリテーションの実施についても、新たなリハセンターの機能ということで検討していきたいというふうに考えているところがございます。

西村委員

まだまだ具体的なところまでは進んでいないと、それはこれからリハセンターが再整備されてくるのですから、当然であろうかと思えます。

そこで、少し長くなるんですが、要望させていただきます。

リハセンターの再整備に当たっては、民間の病院では対応が困難な重度、重複障害のある方へのリハ医療の提供、早期社会復帰の支援に加え、ロボット工学を活用したリハ医療や再生医療に伴うリハビリテーションの提供など、新たな取組を積極的に進めることが重要になってくると考えます。

昨年5月21日、山口県で開催された第1回ロボットリハビリテーション研究会では、ロボットスーツHALを活用する医療機関の事例を通して、可能性

と運用が検証されました。

下関市の昭和病院では、HAL装着者は延べ400名を超えており、脊髄損傷、脳血管障害、大たい骨、けい部骨折など、様々な症例に使用されています。

また、霧島記念病院からは、脳血管障害患者の急性期リハビリテーションにおいて、早期にHALを併用することで、ベッドからの早期離床、起立、歩行練習を進める上で期待できるとの指摘がありました。今やリハビリテーション医療におけるロボット訓練の意義は広く認識をされているところです。

もちろん有用性を結論付けるには、更に多くの臨床研究が必要ですが、であるからこそ、リハセンターが本県のリハビリテーションの拠点施設としてしっかりと機能を発揮することができるよう、着実に再整備に向けた取組を進めていただきたいと思えます。

また、神奈川県は昨年末、ライフイノベーション国際戦略総合特区、こちらの認定を受けました。

再生医療による脊髄損傷治療の開発が現在もう進められているところでございます。これらが連携することにより、これまで諦めていたことを克服できる革新的な医療、またリハビリテーションを提供できる。神奈川県から発信ができるのではないかと大きな期待を寄せております。しっかりと連携をとっていただきまして、神奈川県発の様々な新たな医療を発信していただけますよう、お願いを申し上げます。

続いては、待機児童対策について伺ってまいりたいと思えますが、本県の保育所待機児童はその8割以上を0歳児、1歳児を中心とする低年齢児が占めており、深刻な問題です。にもかかわらず、保育所の0歳児、1歳児の部屋の面積基準に関して、国が示した新たな解釈通知は待機児童対策に逆行するもので憤りを感じております。既にこの質問も出たところではございますけれども、政令市、中核市とともに国への対応についてしっかりと進めてほしいと願っております。

また、平成24年度も待機児童対策として安心こども基金を活用して、認可保育所の新增設が進められる予定となっていると承知をしておりますが、しかし多様な保育施策を並行してこそ、こういった国の通知に対しても対応がしていけるのではないかとこのように考えております。

そこで、認可保育所以外の手法による待機児童対策について、幾つか伺ってまいりたいと思えます。

まず、一般的に保育ママと呼ばれる家庭的保育事業について、事業の概要や県内における実施状況を伺います。

#### 次世代育成課長

家庭的保育は従来から自治体が独自に家庭保育福祉員といった名称で実施してまいりました保育者の自宅等で少人数の乳幼児を保育する事業をベースといたしまして、平成22年度から市町村の保育事業として児童福祉法に位置付けられたものでございます。

この家庭的保育は、認可保育所の整備のような大規模なハード整備を伴わずに実施でき、また低年齢のお子さんにとって、少人数で落ち着いた雰囲気の中

で保育を受けられるというメリットもあることから、待機児童対策の選択肢の一つとして制度化されたものでございます。

この家庭的保育事業では、家庭的保育者お一人についてお子さん3人まで、この保育者の他に保護者の方が一緒に保育をする場合は、お子さん5人までが保育を受けられるということになってございます。

そして、この家庭的保育事業は市町村事業でございまして、市町村長が家庭的保育者、それから家庭的保育を行う場所を認定する形になっております。具体的には、家庭的保育者につきましては、資格、あるいは研修の修了状況、健康状態、あるいは人物などを総合して市町村が認定いたしますし、場所につきましては、所要の面積を満たす専用の保育室があるといったような国から示された基準に照らして、認定をすることとなっております。

現在、今年度の1月1日時点での家庭的保育の実施状況は、県内で家庭的保育者が111名、保育を受けているお子さんが345名となっております。

#### 西村委員

この家庭的保育事業の担い手は、こういった具体的に要件を満たすことが必要なのか、また担い手の育成についてどのように取り組んでいらっしゃるのでしょうか。

#### 次世代育成課長

家庭的保育者の要件といたしましては、基本的には保育士の資格が求められるところですが、資格がない方にも、家庭的保育者となる道が開かれております。

まず、保育士資格を持っている方の場合には、合計21時間の座学と2日以上の見学実習からなる基礎研修を修了いただきまして、その上で市町村長の認定を受けることが必要になります。また、先ほど申し上げました補助者につきましては資格がございませんので、今申し上げました基礎研修を修了して、市町村長が認定をすれば、保育の補助に当たっていただくことができます。

資格がない方の場合は、今申し上げました基礎研修以外に合計40時間の座学と最低でも3日以上保育実習が必要となっております。

担い手の育成についてですが、昨年度県では安心こども基金を活用いたしまして、国のガイドラインに基づく家庭的保育者養成の研修を行うための教材、具体的には講義のDVDとか、テキストなどのセットを作成いたしました。今年度はこの教材セットを活用いたしまして、家庭的保育者・補助者養成の基礎研修を行いまして、市町村から推薦があった61名の方と一般から応募のあった50名の方、合計111名の方を対象に研修を実施いたしましたところでございます。

その結果、95名の方が研修を修了されまして、このうち一般から応募のあった44名につきましては、御本人の了解をいただいた上で、県が家庭的保育の候補者として登録を受付けまして、市町村からの御要望に応じて情報提供を行うこととしています。

実はこの情報提供をこの2月から始めましたところ、早速秦野市から隣接す

る伊勢原市在住の候補者の方に補助者として協力してほしいというような御要請がありまして、今調整中というような状況になっております。

西村委員

2月で早速お問い合わせがあつて、いわば仮のネーミングですけれども、保育ママバンクというものが活用されたということですね。これから大きく期待をさせていただきたいと思います。24年度予算案には、新規事業として家庭的保育推進事業費補助がございますけれども、この事業の内容について御説明いただけますでしょうか。

次世代育成課長

先ほど申し上げましたように、家庭的保育事業は昨年度法定化されたばかりであることもございまして、国庫補助制度が未整備かつ不十分な状況でございます。このような中で、お尋ねの家庭的保育推進事業費補助につきましては、家庭的保育事業を一層普及していくために、来年度の当初予算に618万7,000円を計上させていただいているところでございます。

具体的な内容といたしましては、まず先ほど申し上げましたように、家庭的保育者に加えて補助者を配置いたしますと、受入児童数が3人から5人に引き上げられますので、また保育する側も保育を受ける側も補助者がいると安心感が高まりますので、補助者を確保をしていくことが重要になってまいります。実はこの現在ございます国庫補助制度が非常に低額でございまして、補助者のなり手がなかなか確保できないというような状況がございます。そういった中で、国庫補助に上乘せする形での補助を市町村とともにやっていくことが1点でございます。

それから、家庭的保育事業を行う際には、賠償責任保険の加入、あるいは保育者自身が定期的に健康診断とか検便を受けることが国のガイドラインに示されておりますけれども、実はこの家庭的保育者の報酬に当たる部分ですが、お子さん1人当たり月額5万2,500円というような金額でございまして、なかなかこの報酬の中では、そういった費用の捻出もままならないというような現状がございます。そういったことを踏まえまして、これらの経費を市町村とともに助成を行ってまいりたいことを想定してございます。

このような取組によりまして、家庭的保育の実施体制を整えまして、保育者も、あるいは利用者も双方拡大を図ってまいりたいというふうに考えております。

西村委員

お子さん1人当たり5万2,500円、3人ということは月十五、六万ぐらいという計算になるのでしょうか。また、補助者が低額というのは、補助者の方は大体幾らぐらいなのでしょう。

次世代育成課長

補助者の方は、お子さん1人について、月額2万5,000円前後が国庫補助の



単価になっておりまして、かなり低廉な額ということでございます。

西村委員

安いという声が漏れましたけれども、是非是非これは現場のことを余りに認識を国がされていないのではないかなというふうに考えますので、強く訴え掛けたいと思います。

次に、待機児童の受皿としては、県や市町村が独自の基準に基づいて助成している認可外保育施設の役割も重要だと考えます。

まず、このような公的助成の対象となっている認可外保育施設が県内にどのくらいあって、どのぐらいの人数の子供さんが保育されているのか、伺います。

次世代育成課長

県、あるいは各政令市では、待機児童対策といたしまして、それぞれ独自の名称で認可外保育施設の中で一定の基準を満たす施設に対する公的助成を行っております。具体的には、県の所管域では認定保育施設、横浜市では横浜保育室、川崎市は認定保育園、おなかも保育室、かわさき保育室という3種類がございます。相模原市では認定保育室という名称となっております。

これらの公的助成を受けている施設は、昨年3月31日で263施設ございまして、入所の児童が1万351人というような状況になってございます。

西村委員

それでは、県の所管域の認定保育施設については、来年度数を増やすなどの取組、予定されていらっしゃるのでしょうか。

次世代育成課長

県の所管域の認定保育施設は、昨年23年4月1日時点で53施設、定員で2,230名となっておりますが、今年度は年度途中に認定をした施設が6施設ございまして、2月1日現在では59施設、2,450名の定員となっております。

24年度は更に5施設の新規認定を行いまして、合計で64施設、定員は2,622名に拡大を図ってまいる予定でおります。

西村委員

こういった自治体が独自に助成している認可外保育施設へ入所している場合、認可への転園を親御さんが希望されても、国は待機児童のカウントに入れないという措置を現在とっています。自治体の努力が国の待機児童対策の成果の中に組み入れられているのではないかと、私はこれもやはり憤りを感じてしまうところなんです。国には安心こども基金事業の対象を自治体が独自に助成を行っている良好な認可外保育施設にまで拡大するよう、これまでも何回も要望してきたところなんですけれども、成果はあったのでしょうか。

次世代育成課長

安心こども基金につきましては、これまでも様々な機会を捉えまして、国に

要望してきました。直近では昨年 12 月 12 日に知事と県内の政令、中核の市長との連名で、待機児童対策に後見している地方単独保育施策の対象としてほしいということで、地域の実情に応じた柔軟な制度とするようにと、そういった内容も含んだ要望を行っております。

こうした取組の結果、2 月 4 日に成立しました国の 4 次補正の予算におきまして、基金の延長とともに、認可外保育施設の運用について、費用を一部基金も使って補助いたします認可外保育施設運営支援事業が新たにメニューに加えられたところでございます。

ただ、今回国から示されましたこの事業の要領案では、施設や設備、あるいは職員配置について、認可保育所の基準でございます児童福祉施設最低基準を満たすことというのが要件になってございます。そのため、そもそも認可保育所が不足している地域において、一部基準を緩和することによって、独自の公的助成を行ってきました施設の多くが事業の対象外となってしまうと、24 年度、国がこの事業によって補助を導入できる施設は、先ほど県内でこういった施設が約 260 施設ほどあるというふうに申し上げましたが、導入できるような最低基準を満たす施設は約半数程度にとどまる見込みでございます。

このように、本県が誘導してまいりました地域の実情に応じた柔軟な制度とは言い難い、一歩ではございますが、まだこれからも引き続き国への働き掛けを行ってまいりたいというふうに考えております。

西村委員

最後に要望をさせていただきます。

今お話を伺っていて、現場の声として様々に要望していただいている。そして、現状を踏まえた上で、家庭的保育であったり、認定保育施設への助成などを行ってきていただいているということを確認したんですが、その要望に対する答えが余りにも現場を理解していない答えのような気がしてなりません。これらの施策は、どれをとっても国の対応は不十分であります。認可保育園の面積問題と同様で、待機児童が多い地域の現状を何も把握をしてくださっていない。ときに私はこれは悪意すら感じます。不活化ポリオワクチンのときと同じように、強く当たっていただきたいという御意見を頂きました。私も同じ思いで、県として国に実態を伝え、改善を求めることも同時に進めていただきたいと思いますが、この不活化ポリオワクチンのときと同じように強く訴えるのであれば、議会としての意向も表明するべきではないかなというふうに考えます。

意見書を取りまとめて、国に対しこの私どもの意見を突きつけていくということも一つの手立てではないかなと思います。

以上で私の質問を終わります。